

●計画の位置付け

- ・ 建設リサイクルの関係者が今後中期的に建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、国土交通省から全国版の「建設リサイクル推進計画2014」が公表されました。
- ・ 北海道地方建設副産物対策連絡協議会では、全国版の「建設リサイクル推進計画2014」や北海道の建設リサイクルの現状を踏まえて、北海道地方における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策をとりまとめた「北海道地方建設リサイクル推進計画2015」を策定しました。

●計画対象

- ・ 北海道開発局が自ら実施する工事と併せて、地方公共団体、民間事業者等が実施する工事についても本計画の反映を働きかけます。

●計画期間

- ・ 計画期間は、平成27年度～30年度の4ヵ年です。

●計画のポイント

- ・ 北海道地方の建設リサイクル推進に向けて、平成30年度目標値を設定しています。 **【概要②】**
- ・ 「北海道地方において中期的に目指すべき方向性」として、1)将来的な建設副産物の発生量増加への対応、2)地域毎に異なる建設リサイクルに係る課題への対処、3)循環型社会の形成に向けた建設リサイクル分野としての貢献 を目指します。
- ・ 北海道地方における建設リサイクル推進のため、これまでの施策のほかに新たに取り組むべき重点施策をとりまとめています。これらの施策を実施することによって、平成30年度目標値の達成を目指します。 **【概要③】**

⇒ 建設副産物実態調査等によるフォローアップや社会経済情勢の変化等を踏まえて、適宜、目標値や施策の見直しを行います。

「北海道地方建設リサイクル推進計画2015」の概要②

●北海道地方建設リサイクル推進計画2015の目標値

※下段の()は全国版の値です。

対象品目		平成24年度 目標値	平成24年度 実績値	平成30年度目標	
				目標値	目標達成のための代表的な施策
アスファルト・ コンクリート塊	再資源化率	99%以上 (98%以上)	98.4% (99.5%)	99%以上 (99%以上)	関係者の連携強化 <継続(2)>
コンクリート塊	再資源化率	98%以上 (98%以上)	98.2% (99.3%)	99%以上 (99%以上)	関係者の連携強化 <継続(2)>
建設発生 木材	再資源化・縮 減率	95%以上 (95%以上)	93.8% (94.4%)	95%以上 (95%以上)	現場分別・施設搬出の徹底による再 資源化・縮減の促進 <重点(5)> 関係者の連携強化 <継続(2)> 再資源化・縮減 <継続(8)>
建設汚泥	再資源化・縮 減率	82% (82%)	60.7% (85.0%)	82%以上 (90%以上)	現場分別・施設搬出の徹底による再 資源化・縮減の促進 <重点(5)> 関係者の連携強化 <継続(2)> 再資源化・縮減 <継続(8)>
建設混合 廃棄物	排出量	H17比 -30% (H17比 -30%)	H17比 -62% (H17比 -5%)	—	現場分別・施設搬出の徹底による再 資源化・縮減の促進 <重点(5)> 関係者の連携強化 <継続(2)> 再資源化・縮減 <継続(8)>
	排出率※1	—	2.8% (3.9%)	2.8%以下 (3.5%以下)	
	再資源化・ 縮減率	—	15.0% (58.2%)	25%以上 (60%以上)	
建設廃棄 物全体	再資源化・縮 減率	94% (94%)	93.5% (96.0%)	96%以上 (96%以上)	現場分別・施設搬出の徹底による再 資源化・縮減の促進 <重点(5)>
建設発生 土	利用土砂の建設 発生土利用率※2	87% (87%)	86.8% (88.3%)	—	建設発生土の有効利用・適正処理 の促進強化 <重点(7)>
	建設発生土有 効利用率※3	—	—	80%以上 (80%以上)	

⇒
概要③に示
す施策の実
施によって
目標達成を
図ります。

※1: 全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合。

※2: 工事内での全ての利用土砂量(盛土)のうち、現場内利用、工事間利用等の割合。

※3: 工事現場で発生した土砂量(切土)のうち、現場内利用、工事間利用等に加えて、適正に盛土された採石場跡地復旧、農地受入等が新たに加わった割合。

●新たな重点施策 新たに取り組むべき重点施策【7項目】

(1) 建設副産物物流情報システムの検討

- 建設副産物の流れを把握できるシステム(建設副産物物流情報システム)を検討します。

(2) 北海道地方特有の課題解決の促進

- 関係業界と意見交換の場を設け、北海道地方特有の課題(泥炭等の利用促進)を抽出し、北海道地方建設副産物対策連絡協議会を通じてその解決を図ります。

(3) 他の環境政策との統合的展開への理解促進

- 地方公共団体と連携して、熱エネルギー回収を促す先進的な導入事例・効果の周知を図ります。

(4) 工事前段階における発生抑制の検討促進

- 事業の計画・設計段階において、建設副産物の発生抑制につながる実施可能な対策を十分検討します。

(5) 現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進

- 分別可能な混入物の現場分別ならびに個別品目※1としての再資源化施設への搬出の取組を推進します。

(6) 建設工事における再生資材の利用促進

- 再生資材利用率※2等の新たな指標を導入するとともに、再生資材の利用徹底を働きかけます。

(7) 建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化

- 官民一体となった建設発生土の工事間利用のマッチングを強化するためのシステム(土砂バンク※3)を構築し、民間を含めた受発注者にシステムへの参画を働きかけます。
- 建設発生土の不適切な取扱いの抑止、それによる災害が生じないように内陸受入地※4の選定等を受発注者に対して働きかけます。

※1: 色々なものが混じった廃棄物(混合廃棄物)ではなく、一種類目のみの廃棄物を指します。一種類目であることによって効率的に再資源化できます。

※2: ある資材の全使用量のうち、再生資材の使用量の割合です。

※3: 北海道の公共工事における土砂不足、土砂余りの状況を登録・公開し、土砂が余っている工事と足りない工事の仲立ちをするシステムです。

<http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/gijyutu/doshabanku.html>

※4: 適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を含みます。

●継続する施策 建設リサイクル推進にあたり引き続き取り組むべき施策【10項目】

(1) 情報管理と物流管理

(2) 関係者の連携強化

(3) 理解と参画の推進

(4) 建設リサイクル市場の育成

(5) 技術開発等の推進

(6) 発生抑制

(7) 現場分別

(8) 再資源化・縮減

(9) 適正処理

(10) 再使用・再生資材の利用

⇒施策を着実に実行し、建設副産物の発生抑制・再資源化・再生利用・適正処理等の一層の推進を図ります。